

# 意見陳述書

平成29年5月30日

長崎地方裁判所 御中

今川正美

## 第1 身上経歴

私の名前は「今川正美」と申します。69歳です。米海軍や自衛隊を擁する佐世保で生まれ育って来ました。佐賀大学農学部を中退した後、佐世保地区労で30数年間、基地反対・平和運動の中心で運動して来ました。

衆議院議員になった2000年に護衛艦「さわぎり」でのいじめ自殺事件に遭遇し、以来17年間、「自衛隊員の人権侵害問題」に取り組んできました。

全国で10件以上の自衛隊員人権侵害裁判では、その大半が原告側の勝訴であり、原告側有利の和解の結果となっています。

私は、国会でもその具体的事例を示して「自衛隊員の人権侵害は組織的・構造的なものであり、抜本的に改善すべきだ」と強く求めてきました。

## 第2 安保法制の問題点

安倍政権のもとで安保法制制定への導火線となったのは、「集団的自衛権の行使」を閣議決定するという前代未聞の暴挙でした。

日本が他国と異なり「集団的自衛権の行使」を禁じたのは「必要最小限の実力」を超えるからという理由でした。

自衛隊創設にあたって、内閣法制局は憲法は自衛権まで禁じていないとの解釈をし、以降、歴代政府はこの考え方を踏襲してきたのでした。同法案の国会審議では、自民党推薦も含む3人の参考人がいずれも「安保法案は明らかに憲法違反」と断じたのでした。

経済界の中でも反対意見があります。伊藤忠商事の丹羽宇一郎・前会長は「安保法の成立で政治に波風が立つことは、経済界としてもやりにくくなる。誰が見ても戦争に近づく法律で、個人的にも反対だ」と語っておられます。

戦争放棄を謳う日本国憲法は、国内外で数千万人と言われる犠牲者を出した戦争の反省によるもので、戦後71年間「平和国家」の礎となってきました。しかし、「集団的自衛権の行使」を認めた以上、これからは米軍などと共に「戦争をする国」に転換することになります。

このことは、過去の戦争犠牲者を冒瀆するものであり、「平和国家」としての国際的称賛を捨て去る暴挙と言わざるを得ません。

### 第3 「安保法制」と基地を擁する佐世保

1991年に始まった湾岸戦争の際は、米軍佐世保基地から揚陸艦が沖縄の海兵隊をペルシャ湾まで輸送しました。また、輸送艦などが前畑弾薬庫や赤崎貯油所などから大量の弾薬・燃料を中東まで輸送し、「佐世保の弾薬廠がなければ、湾岸戦争は戦えなかった」と言われるほどでした。

戦争終結後、海上自衛隊の掃海艇がペルシャ湾の機雷掃海に派遣されています。

アフガン戦争やイラク戦争の際も、日本はインド洋に輸送艦などを派遣しイラクやクウェートなどに施設部隊や航空部隊を派遣して米軍の後方支援を行いました。米軍佐世保基地からも揚陸艦が海兵隊員を中東まで輸送しました。このように、佐世保は米軍の戦争に深くかかわってきた街です。

来年度に「水陸機動団」という部隊が創設されます。中核部隊は佐世保・相浦駐屯地所属の精鋭で、米軍海兵隊が戦争指導に当たっていますので、「日本版海兵隊」とも呼ばれています。

これからは、安保法制に基づいて「駆けつけ警護」や「米軍の艦船防護」という新しい任務を与えられた自衛隊が、米軍の「後方支援」ではなく「戦場で共に戦う」ことになるでしょう。

つまり、今回の「安保法制」施行によって、まず危険に晒されるのは紛争地に派遣される自衛隊員であり、命に関わる深刻な問題です。

憲法第九条の制約で、日本には軍法や軍事法廷がなく、軍事的な過失を問う法体系がありません。にもかかわらず、政治の都合で自衛隊を紛争地に派遣するなど、人道的見地からも許されないと思います。

私を含めて子や孫をもつ親にとって決して他人事では済まされないことであり、心の底より憤りを覚えます。

#### 第4 佐世保市民の「平和的生存権」が侵害される

米国ではトランプ氏が新大統領となり、これまでの外交・防衛政策に大きな変化が見られます。シリアへの一方的空爆の実施で多くのシリア市民が犠牲になり、国際法違反だとの批判が高まっています。

次は、北朝鮮です。核実験やミサイル発射をくり返して、国連からも制裁決議を受けています。トランプ政権は、北朝鮮に影響力をもつ中国が説得するように要請しています。もしだめなら米国は、「軍事的攻撃も選択肢の一つ」として攻撃態勢を検討しています。

米国が韓国の頭越しに北朝鮮へ軍事攻撃をすることは考えにくいのですが、仮に、米国が攻撃して北朝鮮と交戦状態になり、日本が「集団的自衛権」を行使して北朝鮮を攻

撃した場合、北朝鮮は日本の米軍基地や原発をミサイルで攻撃するでしょう。

安倍首相は、「集団的自衛権の行使で「抑止力」が高まる」と主張していますが、かえって日本の危険が高まるのは必定でしょう。

とくに、朝鮮半島から至近距離にある佐世保が北朝鮮からの攻撃の標的となるのは避けられません。核弾頭や化学兵器付きのノドンミサイルなどの攻撃で、米軍や自衛隊の基地はもとより佐世保の市街地は壊滅状態となります。

長崎原爆による死者は約7万4千人、建物の36%が全焼及び半壊でした。今日、めざましい原水爆の開発で、佐世保市民約26万人が犠牲者となり、建物の殆どが全壊・全焼するでしょう。

さらに、かろうじて生き残った人も原水爆による放射能障害で長期間苦しめられ、放射能で汚染された街に市民が住めなくなっって「ゴーストタウン」と化するのは、福島原発事故を見れば明らかです。

佐世保市民は終戦直前、米軍による大空襲を経験しています。現代の戦争では兵器の殺傷力も甚大で犠牲者は大空襲の比ではなく、想像するだけでも身の毛がよだちます。

## 第5 裁判所に望むこと

戦後、「長沼裁判」や「砂川事件」の例が示すように、日米安保に関わる訴訟では政権側からの圧力がすさまじく、裁判所は憲法判断を忌避してきました。

現在、安倍政権下で報道機関へ露骨な圧力が加えられているのは、ご承知のことだと思います。

今回訴訟の対象となった「安保法制」に関しては、元内閣法制局長官や最高裁判事などが「憲法違反」だと明確に指摘している事案です。

当裁判所におかれては、あらゆる圧力に屈することなく公平・公正な判断を示していただくように心より切にお願いして、私の陳述を終わります。

以上